

議案第 33 号

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、個人番号の利用に関する事務を追加するため必要があるからである。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年みよし市条例第３５号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第１の６の項及び別表第２の６の項中「子ども医療費」の次に「及び学生医療費」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行																																											
（個人番号の利用範囲） 第4条　法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 2　別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3以下　略 別表第1（第4条関係） <table><tr><th>機　関</th><th>事　務</th></tr><tr><td colspan="2">1の項から5の項まで　略</td></tr><tr><td>6　市長部局</td><td>子ども医療費<u>及び</u>学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2">7の項以下　略</td></tr></table> 別表第2（第4条関係） <table><tr><th>機　関</th><th>事　務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">1の項から5の項まで　略</td></tr><tr><td rowspan="2">6　市長部局</td><td rowspan="2">子ども医療費<u>及び</u>学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">7の項以下　略</td></tr></table>		機　関	事　務	1の項から5の項まで　略		6　市長部局	子ども医療費 <u>及び</u> 学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	7の項以下　略		機　関	事　務	特定個人情報	1の項から5の項まで　略			6　市長部局	子ども医療費 <u>及び</u> 学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの	7の項以下　略			別表第1（第4条関係） <table><tr><th>機　関</th><th>事　務</th></tr><tr><td colspan="2">同左</td></tr><tr><td>6　市長部局</td><td>子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2">同左</td></tr></table> 別表第2（第4条関係） <table><tr><th>機　関</th><th>事　務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">同左</td></tr><tr><td rowspan="2">6　市長部局</td><td rowspan="2">子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">同左</td></tr></table>	機　関	事　務	同左		6　市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	同左		機　関	事　務	特定個人情報	同左			6　市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの	同左		
機　関	事　務																																											
1の項から5の項まで　略																																												
6　市長部局	子ども医療費 <u>及び</u> 学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																											
7の項以下　略																																												
機　関	事　務	特定個人情報																																										
1の項から5の項まで　略																																												
6　市長部局	子ども医療費 <u>及び</u> 学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの																																										
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの																																										
7の項以下　略																																												
機　関	事　務																																											
同左																																												
6　市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																											
同左																																												
機　関	事　務	特定個人情報																																										
同左																																												
6　市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの																																										
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの																																										
同左																																												